

## 学校法人信愛学園 評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人信愛学園（以下「この法人」という。）の評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は次のとおり定義する。

- (1) 報酬等とは、評議員としての職務執行に伴い生じる財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 寄附行為第31条に定めるこの法人の職員である評議員についての報酬は、この法人の給与規程に定める。

2 前項に該当しない評議員には評議員会に出席した際に報酬を支給する。

3 報酬の額は別表のとおりとする。なお、報酬を支給したときは、所得税の源泉徴収をしなければならない。

### (費用)

第4条 評議員への旅費は実費を支給する。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、寄附行為第62条第2項及び第68条(2)号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、別に定める。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、寄附行為第36条第2項(2)により評議員会の議決により行う。

附則 この規程は、2021年4月1日より施行する。

この規程は、2025年4月1日より施行する。

&lt;別表&gt;

区分	報酬（円）		
	手当	源泉税	差引支給額
評議員会出席	5,157	157	5,000